

JAB RL200 (案 2019) に対するコメント

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
1	奈良	4.3	3	T	3.10 項 a)又は b)のいずれにも該当しない認定範囲の変更は拡大とはせず に認定範囲の表記変更届 として取り扱う。 これでは、校正の不確かさ を向上させるときに届け 出だけで済んでしまう。	4.3 の末尾に下記「」を挿入する。 「但し、校正機関による校正レン ジの拡大あるいは不確かさの低減 の申請は原則として認定範囲の拡 大とみなす。」 ここで「原則」としたのは、上 位標準の不確かさが減ったこと による不確かさ budget の変更によ る不確かさの低減の場合は書類で 明確に判断でき、現地審査は不要 であろうから、その option を残す ため。	△ 認定範囲の変更は、7.2 e)備考により、認定の 意思決定者が承認するまでは有効になりませ ん。また 7.2 e)項の変更に関して必要がある場 合は臨時審査を行うことが 5.10 項 b)に規定 されています。従いまして校正の不確かさ変 更についても必要な場合は臨時審査を行い、 認定の意思決定者が問題ないと判断するまで は変更できませんので現状で支障ありませ ん。なお、認定範囲の表記変更届という言い 方は、届けさえ出せばよいとの誤解を与える ので、7.2 項 e) 4)に規定する認定範囲の変更 という言い方に変えます。
2							

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」又は「E（編集上のコメント）」の区分をご記入ください。